

令和 3 年度 第 11 回

宍粟市教育委員会

# 会 議 録

(要点筆記)

日時 令和 4 年 2 月 18 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所 4 階 402・403 会議室

## 第11回（定例）宍粟市教育委員会会議録

### 1 開会・閉会の年月日時及び場所

令和4年2月18日（金） 午前9時30分～午前11時37分  
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6

### 2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

|       |     |       |    |
|-------|-----|-------|----|
| 中田直人  | 教育長 | 片山繁樹  | 委員 |
| 金本一二  | 委員  | 飯田さおり | 委員 |
| 中川まゆみ | 委員  |       |    |

事務局

|       |              |      |            |
|-------|--------------|------|------------|
| 大谷奈雅子 | 教育部長         | 橋本徹  | 教育部次長      |
| 進藤美穂  | 次長兼教育総務課長    | 中尾善弘 | 次長兼こども未来課長 |
| 西林文隆  | 次長兼施設整備課長    | 谷尻博誉 | 学校教育課長     |
| 水口恵子  | 社会教育文化財課長    | 池本雅彦 | 学校給食センター所長 |
| 小河秀義  | 次長兼まちづくり推進課長 | 梶原昭一 | 人権推進課長     |
| 小坂安弘  | 一宮生涯学習事務所長   | 菊元学  | 波賀生涯学習事務所長 |
| 大西常広  | 千種生涯学習事務所長   | 太田雅章 | 教育総務課副課長   |

### 3 開会

中田教育長が開会した。

### 4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、中田教育長が会議の成立を宣言した。

### 5 会議録署名委員の指名

署名委員は、中田教育長の指名により、次のとおり決定された。

片山委員

### 6 前回会議録の承認

令和3年度第10回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件  
前回の定例教育委員会における協議事項、報告事項の会議録について、進藤次長兼教育総務課長が説明し、承認された。

### 7 教育長報告

次の3点について中田教育長が報告した。

(1)新型コロナウイルス感染症に係る事項について

新型コロナウイルス第6波、オミクロン株の感染拡大が収まる状況となっていない中、先週末、学校給食センターの複数職員が陽性判定となったことを受け、学校給食の安定提供の維持が難しい状況となり、給食提供を一時停止し、保護者のみなさまには、弁当持参をお願いするなど、ご心配やご迷惑をおかけすることになりました。感染の原因については難しいところもありますが、より一層の感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。なお、給食再開は2月21日からを予定としているところです。

また、3回目のワクチン接種について、学校園所関係者を対象とした個別による早期接種が、2月7日から、市医師会のご理解ご協力を得て、指定医療機関において始まっています。早期接種によって、学校における感染経路を断つ、また感染拡大の防止の面からも効果があるというふうに考えております。

## (2) 小中一貫教育の取組状況について

2月14日、千種小中学校一貫教育推進プロジェクト会議の第3回会議が開催され、兼務発令による教員の交流授業や交換授業などについて承認をいただき、令和4年4月の千種小学校及び千種中学校による、併設型小中一貫校の開校に向けたすべて協議事項について、ご承認をいただいたこと報告申し上げます。この間、関係者のみなさまにご協力いただいたわけですが、円滑にスタートできるよう準備を進めてまいります。

## (3) 3月議会に上程する条例・補正予算、4年度当初予算について

3月議会に上程する一部改正条例並びに補正予算にかかる議案について、また、令和4年度当初予算にかかる議案について、このあと、各担当課から、説明いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

## 8 議事

議事に入る前に、第16号議案及び第17号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、歳入歳出予算のうち教育に関する部分で、議会の議決を諮るべき事件の議案作成において、教育委員会の意見を聞くこととなっているもので、議会提案前の内容であること、また、第18号議案及び第19号議案は、地方自治法第149条の規定に基づき、地方公共団体の長が担任する事務で、議会の議決を経るべき事件の議案で、同じく議会提案前の内容であることから、地方公共団体としての意思形成過程、意思形成の中立性の観点から、いずれも非公開にしたいと教育長が説明し、審議の結果、全員「異議なし」とし、第16号議案、第17号議案、第18号議案及び第19号議案は協議報告事項終了後の非公開審議が決定された。

## 9 議事

### 第20号議案 栄栗市特別支援学校等児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則について

国の「特別支援教育就学奨励金負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱等」の一部改正に伴い、就学援助金の区分にオンライン学習通信費を追加するため、規則の改正を行うものであることを、進藤次長兼教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「提案同意」と決定された。

## 委員の主な意見及び事務局の説明

意見等なし

## 第 21 号議案 宍粟市立学校管理規則の一部を改正する規則について

令和 3 年 4 月 1 日より、宍粟市立一宮北中学校と宍粟市立一宮北小学校を、令和 4 年 4 月 1 日より、宍粟市立千種中学校と宍粟市立千種小学校を「併設型小中一貫校」として設立するにあたって、学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条及び第 79 条により規定される教育課程について、規則の改正を行うものであることを、進藤次長兼教育総務課長が説明し、改正内容の詳細について、谷尻学校教育課長が説明した。

審議の結果、全員「提案同意」と決定された。

## 委員の主な意見及び事務局の説明

(金本委員)

併設型の定義について、一宮北小、一宮北中学校の場合は同じ敷地内に小中学校の校舎があるが、千種小、千種中学校の場合は校舎が離れている。そういう中で、同じように併設型と捉えることについて説明をお願いしたい。

(谷尻学校教育課長)

併設型については、一宮北小、中学校のように隣同士というイメージがあるが、離れている場合でも、宍粟市における小中一貫教育の進め方としては、名称としてこういった呼び名としている。千種の場合は、小学校及び中学校が、教育課程の編成や生徒指導など、様々な面で小中連携し、教育目標を一つにして取り組んでいくということで、併設型小中一貫校という名称になる。

(中田教育長)

補足説明として、大きな枠組みでいうと、小中一貫教育という小学校 6 年間と中学校 3 年間の 9 か年を、様々な教育課程というカリキュラムの中で繋ぐという、いわば小中 9 年間を竹串のようなもので繋ぐといったイメージになる。学校が工夫しながら、子どもたちの学びや育ちを、小学校から中学校へ段差なく連続して育ていこうという大きな理念のもと、国の規定によると、大きく 3 つのパターンがあり、まず一つ目は「義務教育学校」という枠組みであり、これは、学校長 1 人、教頭が 2 ～ 3 人で、教頭のうちの一人を副校長といった呼び名で位置付けする中で、教育課程を小中繋いでいくものである。次に二つ目が、本市が取り組んでいる、同一の設置者、市町教育委員会が設置する学校における小中一貫教育であり、これは、国の規定で「併設型小中一貫校」という枠組みである。最後に三つ目は、設置者が違って小中一貫教育ができるもので、例えば公立学校と私立学校による小中一貫教育、また、宍粟市立学校と隣接する近隣市町の学校による小中一貫教育も可能であり、これを国の規定では「連携型小中一貫校」という枠組みになる。「義務教育学校」、「併設型小中一貫校」「連携型小中一貫校」という三つ枠組みにおいて、宍粟市では、併設型による小中一貫教育を進めていくこととしている。金本委員のご意見のとおり、距離的な考えもある中で、併設型の中でも、一宮北小・中学校の立地からすれば「一体型」もしくは「隣接型」、千種小・中学校の立地条件では「分離型」という位置付けで整理をいただければ

と思う。距離的な違いはあるが、小中一貫のめざす方向は同じであることをご理解いただければと考える。

（谷尻学校教育課長）

2月14日に小中一貫プロジェクト会議が開かれ、小中学校の連携の部分で、中学校の先生が小学校に行って授業をする、小学校の先生が中学校に行って授業をするというようなことの確認も行われた。例として、中学校の美術の免許を持たれている先生が、小学校高学年の授業に関わったり、体育の免許を持っている先生が、中学校だけでなく小学校の授業にも関わるなど、中学校としては、早い段階で、小学校の児童の様子を知ることができ、また逆に小学校の先生も自分たちが送り出した児童が中学生となって、頑張っている様子にも関わっていくことができる、そういった連携も来年度進めていこうということで確認されたところである。

## 第22号議案 令和4年度「宍粟の教育」について

令和4年度の宍粟市の教育を実施するにあたり、教育方針を定める必要があることを、進藤次長兼教育総務課長が説明し、方針の概略について、中尾次長兼こども未来課長、谷尻学校教育課長及び水口社会教育文化財課長が説明した。

審議の結果、全員「提案同意」と決定された。

## 委員の主な意見及び事務局の説明

（片山委員）

社会教育分野の基本施策名のひとつに「3 みんなで子どもたちを育てる取組」とあるが、分野全体の基本施策名をみると、「・・・取組の推進」とされる方がよいのではと考える。

（水口社会教育文化財課長）

ご指摘の部分については修正を行う。

（中田教育長）

学校教育分野の中で、1人1台タブレット端末の有効的な活用について、オンライン学習ソフトの効果的な活用による家庭学習での利用を促進する、また、新型コロナウイルスの感染拡大といった緊急事態による学級閉鎖や学年閉鎖時における、学びの連続性を確保するという2つの側面と、通常時の授業での活用の側面で整理をしておく必要があると考えるがいかがか。

（谷尻学校教育課長）

タブレットを整備する段階において、授業の中でいかに活用していくか、子どもたちの学力向上に繋げるための有効活用というのは最大の目標だと思っている。その中で、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、緊急時におけるICTの活用ということで、臨時休業であったり、また不登校となっている児童がいる場合、子どもたちがタブレット用いて、自宅において先生とオンラインで交流する、家庭学習で活用できるよう進めていく必要があると考えている。現状として、まず授業でいかに活用していくかというところがあるが、緊急時における活用として、家庭との連携ができる体制整備もあわせて進めていきたい。

（中田教育長）

オンラインや緊急時のタブレット活用については、先生方の教材であったり、緊急時にも学びを連続させるための準備や配慮など、これまで以上負担も増加すると考える。発信する学校側の

の工夫や負担感という問題と、一方で、家庭学習、また緊急時に子どもたちが家庭にいるときの状況を考えると、保護者の方々にもご理解とご協力を得なければ、双方向としてタブレットの有効活用が成立しないことも考えられる。小学校低学年と高学年、中学校といった発達の段階によって状況も変わるため、「宍粟の教育」が、地域や保護者の方を対象としたリーフレットであるということにもう一度視点を置いて、文言については再度確認をお願いする。

#### 第 23 号議案 宍粟市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 4 年度から学校給食費を公会計にて運用するにあたり、私会計での運用規定部分の改正を行うものであることを、進藤次長兼教育総務課長が説明し、改正内容について、池本学校給食センター所長が説明した。

審議の結果、全員「提案同意」と決定された。

#### 委員の主な意見及び事務局の説明

意見等なし

### 10 協議報告事項

#### (1) 宍粟市就学援助規則の一部改正について

資料 1 「宍粟市就学援助規則の一部を改正する規則」等により、進藤次長兼教育総務課長が説明した。

#### (2) 通学路交通安全対策の状況について（平成 26 年度～令和 3 年度）

資料 2 「R3 宍粟市内通学路対策一覧（R3.12.17 現在）」により、進藤次長兼教育総務課長が説明した。

#### (3) 令和 3 年度卒業（卒園）式、令和 4 年度入学式について

資料 3 「令和 3 年度卒業式の出席者について」等により、谷尻学校教育課長が説明した。

#### (4) 宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について（令和 3 年度 8 月～12 月）

資料 4 「宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について（令和 3 年度 8 月～12 月）」により、谷尻学校教育課長が説明した。

#### (5) 修学旅行等キャンセル料補助事業について

資料 5 「補助金交付要綱（修学旅行等キャンセル料補助事業）一部改正新旧対照表」により、谷尻学校教育課長が説明した。

#### (6) 保育士等处遇改善臨時特例事業について

資料 6 「補助金交付要綱（保育士等处遇改善臨時特例事業）」により、中尾次長兼子ども未来課長が説明した。

**(7) 幼保一元化推進事業の状況について**

資料7「幼保一元化推進事業の推進状況について」等により、中尾次長兼こども未来課長が説明した。

**(8) 第2期社会教育振興計画表紙イラストの募集について**

資料8「第2期宍粟市社会教育振興計画表紙イラスト募集要項」により、水口社会教育文化財課長が説明した。

**(9) 宍粟市立学校給食費条例施行規則の制定について**

資料9「宍粟市学校給食費条例施行規則」により、池本学校給食センター所長が説明した。

**(10) 宍粟市第3子以降学校給食費免除実施要綱の制定について**

資料10「宍粟市第3子以降学校給食費免除実施要綱」により、池本学校給食センター所長が説明した。

**(11) 学校給食における異物混入状況及び対策について**

資料11「令和3年度学校給食センター異物混入状況及び対策について（1月分）」により、池本学校給食センター所長が説明した。

**(12) 令和4年度スポーツイベントについて**

資料12「令和4年度スポーツ大会日程（スポーツ推進室）」により、小河次長兼まちづくり推進課長が説明した。

**(13) その他**

- ①「宍粟音楽の日（3月19日：演奏体験、オカリナ演奏等）」の開催について、水口社会教育文化財課長が説明した。
- ②家原遺跡公園内の工房について、一宮温泉まほろばの湯との一体的な利用促進を図るため、令和4年度からの指定管理者と休館日の設定について臨時的な調整を行う予定であることを、水口社会教育文化財課長が説明した。
- ③読売新聞（2月9日）の特集「教育ルネサンス\_変わる学校給食」において、宍粟市学校給食の地産地消の取組が掲載されたことについて、池本学校給食センター所長が説明した。
- ④令和3年度若者フォーラム（3月13日：春の映画祭）の実施について、梶原人権推進課長が説明した。

**委員の主な意見及び事務局の説明**

（中川委員）

いじめ事案について、アンケートで認知した件数は具体的に分かるが、児童生徒の訴えによ

る件数というのは、本人が訴えたのか、それとも、それを見ていた児童生徒が訴えたのかというところの詳細をお聞きしたい。

(谷尻学校教育課長)

児童生徒から訴えについては、本人からの訴えがほとんどである。中には、友だちが気づき、訴えたというものもあるが、資料にある16件というのはどちらも入っている。

(中川委員)

見ている子は、わかっているのに、それを見て見ぬふりをするというような状況はあったりするのか。

(谷尻学校教育課長)

報告書の例では、本人からの訴えのケースになりますが、これまで報告させていただいた事案では、周りで見えていた子が、どうしても気になるということで担任の先生に相談したことから、発見につながり認知に至ったものもある。そういった子どもたちを育てていく、まわりからも声をあげられるような子どもたちを育てていくということについて、例えば、ソーシャルスキルトレーニングにより社会的な対応力を高める。例えば、自分の思ったことを伝えられたり、こんな場合はどのように対応するのが正しいのかを判断できたりするような取組も進めながら、子どもたちの教育の中で、中川委員からご意見いただいた、自分たちが気づいたら先生に伝えられる取組を学校で進めていただいているところである。

(中田教育長)

中川委員ご意見の視点はとても大事なところであり、本人が訴えるのは勇気があることで、よく自身から訴えたということがあるが、一方で、傍観者から仲裁者へという言葉があるが、とても勇気があることであり、仲裁に入るとか、見て見ぬふりをせず、先生へ訴えていくというのはとても大事であり、そのような子どもたちが増えていくことが、いじめの抑止力にもつながるものと考えている。

(片山委員)

これまで、教育委員会から配付いただいた資料において、国等の教育関係情報誌に掲載されていた記事であるが、国立教育政策研究所から出されている「いじめ等対応記録ツール」というものがあり、いじめかどうか判断できないような段階から、教職員が気になったことを記録していくというツールがあることが掲載されていた。実際、宍粟市の学校現場ではそういったものを活用されているのか伺います。

(谷尻学校教育課長)

ご意見のあったツールについては、宍粟市の学校現場へはまだ配付されていないと認識しており、あらためて確認させていただく。

## 11 次回会議の招集について

令和4年3月15日（火）午前9時30分から、令和3年度第12回宍粟市教育委員会を開催するとした。

## 12 閉会

片山委員が閉会した。

以上 午前 11 時 37 分終了